

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表

金融事業者の名称		株式会社エス・イン・エージェンシー		
■取組方針掲載ページのURL		https://s-in-agency.co.jp/e3%81%8a%e5%ae%a2%e3%81%95%e3%81%be%e6%9c%ac%e4%bd%8d%e3%81%ae%e6%a5%ad%e5%8b%99%e9%81%8b%e5%96%b6%e6%96%b9%e9%87%9d/		
■取組状況掲載ページのURL		https://s-in-agency.co.jp/e3%81%8a%e5%ae%a2%e3%81%95%e3%81%be%e6%9c%ac%e4%bd%8d%e3%81%ae%e6%a5%ad%e5%8b%99%e9%81%8b%e5%96%b6%e6%96%b9%e9%87%9d/		
原則		原則	実施・不実施	取組方針の該当箇所
原則2 注	【顧客の最善の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。		実施	【方針1.お客様の最善の利益の追求】(金融庁原則2)
	金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の最も必要なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。		実施	【方針1.お客様の最善の利益の追求】(金融庁原則2) ※1に記載の内容により不実施
原則3 注	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。		実施	【方針2.利益相反の適切な対応】(金融庁原則3)
	金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響について考慮すべきである。 ・金融商品の販売・推奨等を行う金融事業者が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の供給会社から、委託手数料等の支払を受けける場合 ・金融商品の販売に携わる金融事業者が、同一グループ内に法人口座部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人口座部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合		不実施	掲載ページ お客様本位の業務運営方針 ※1に記載の内容により不実施
原則4	【手数料等の明確化】 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。		実施	【方針3.手数料等の明確化】(金融庁原則4)
原則5 注1	【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客との情報の対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。		実施	【方針4.重要な情報の分かりやすい提供】(金融庁原則5)
	重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件 ・顧客に対して販売・推奨等を行なう金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として踏み込んだものであると判断する理由を含む ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由(顧客のニーズ及び意向を踏み込んだものであると判断する理由を含む) ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由(顧客のニーズ及び意向を踏み込んだものであると判断する理由を含む)及びこれに取引又は業務に及ぼす影響		実施	【方針4.重要な情報の分かりやすい提供】(金融庁原則5) ※1に記載の内容により不実施
原則5 注2	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することができるか否かを顧客に示すとともに、パッケージする場合としない場合を顧客が比較することができまするよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである(注2)～(注5)は手数料等の情報を提供する場合においても同様)。		不実施	掲載ページ お客様本位の業務運営方針 ※2に記載の内容により不実施
	金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行なうべきである。		実施	【方針4.重要な情報の分かりやすい提供】(金融庁原則5)
原則5 注4	金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行なうべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同種の商品の内容と比較することができなくなるよう配慮して、リスクとともにリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく率直な情報提供がなされるよう工夫すべきである。		実施	【方針4.重要な情報の分かりやすい提供】(金融庁原則5) ※1に記載の内容により不実施
	金融事業者は、顧客に対して情報提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報について特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。		実施	【方針4.重要な情報の分かりやすい提供】(金融庁原則5) ※1に記載の内容により不実施
原則6 注1	【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の営業状況、取引経験、知識及び取引目的ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行なうべきである。		実施	【方針5.お客様にふさわしい商品とサービスの提供】(金融庁原則6)
	金融事業者は、金融商品・サービスの購買等に関する以下の場合に留意すべきである。 ・顧客の意向が正確に把握されず、顧客のラフマニアン等を踏まえた目標達成度や安全貢献と投資性資産の適切な割合を検討し、それにに基づき具体的な金融商品・サービスの提案を行なうこと ・異なる金融商品・サービスの提案は、自らの販売代理金融商品・サービスや代替商品・サービスの内容(手数料を含む)と比較しながら行なうこと ・金融商品・サービスの販売において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した		実施	【方針5.お客様にふさわしい商品とサービスの提供】(金融庁原則6) ※1に記載の内容により不実施
	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全體が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。		不実施	掲載ページ お客様本位の業務運営方針 ※2に記載の内容により不実施
	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性等を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においては、それを十分に理解した上で、自らの責任の下、顧客の適合性を判断し、金融商品の販売を行なうべきである。		不実施	掲載ページ お客様本位の業務運営方針 ※2に記載の内容により不実施
	金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい顧客の属性等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行なうべきである。		実施	【方針5.お客様にふさわしい商品とサービスの提供】(金融庁原則6)
原則6 注5	金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行なうべきである。		実施	【方針5.お客様にふさわしい商品とサービスの提供】(金融庁原則6)

	注6	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、製版全体とともに顧客の改善の利益を実現するため、金融商品の組成に携わる金融事業者に対し、金融商品を実際に購入した顧客属性に関する情報や、金融商品に係る顧客の反応や販売状況に関する情報を提供するなど、金融商品の組成に携わる金融事業者との連携を図るべきである。	実施	【方針5. お客様にふさわしい商品とサービスの提供】 〔金融庁原則6〕	【方針5. お客様にふさわしい商品とサービスの提供】 〔金融庁原則6〕 取組内容①②
	注7	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、プロダクトガバナンスの実効性を確保するために金融商品の組成に携わる金融事業者においてどのような取り組みを行っているかの把握に努め、必要に応じて、金融商品の組成に携わる金融事業者や商品の選定等に活用すべきである。	実施	【方針5. お客様にふさわしい商品とサービスの提供】 〔金融庁原則6〕	【方針5. お客様にふさわしい商品とサービスの提供】 〔金融庁原則6〕 取組内容①②
原則7	注	【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】 金融事業者は、顧客の改善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するうえに設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。	実施	【方針6. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】 〔金融庁原則7〕	【方針6. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】 〔金融庁原則7〕 取組内容①②③
補充原則1	注	金融事業者は、各原則(これらに付されている注を含む)に開示する内容及び実施しない代わりに講じる代替案の内容について、これに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	【方針6. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】 〔金融庁原則7〕	【方針6. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】 〔金融庁原則7〕 取組内容①②③
補充原則2	注1	【基本理念】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品やサービスの提供を通じて、顧客に付加価値をもたらす同時に自身の経営を持続可能なものとするために金融商品の組成に携わる金融事業者の経営方針として十分な品質を有する者のリーダーシップの下、顧客により良い金融商品を提供するための理念を明らかにし、その理念に沿ったガバナンスの構築と実践を行うべきである。	不実施	掲載ページ お客さま本位の業務運営方針 ※2 に記載の内容により不実施	掲載ページ お客さま本位の業務運営方針 ※2 に記載の内容により不実施
補充原則2	注2	【体制整備】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良い金融商品を提供するための理念を踏まえ、金融商品のガバナンス全般のプロダクトガバナンスについて実効性を確保するための体制を整備すべきである。その上で、金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成・提供・管轄の各プロセスにおける品質管理を適切に行うとともに、これらの実効性を確保するための体制を整備すべきである。	不実施	掲載ページ お客さま本位の業務運営方針 ※2 に記載の内容により不実施	掲載ページ お客さま本位の業務運営方針 ※2 に記載の内容により不実施
補充原則2	注1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成から償還に至る金融商品のライフサイクル全体を通じたプロダクトガバナンスの実効性や組成・提供・管轄の各プロセスにおける品質管理の実効性を確保するための体制を整備すべきである。その事業規模や提供する金融商品の特性等に応じて、必要な場合は、社外委託代理部若しくは顧客のほか、プロセスの評価を行なう第三者機関等からの見取り入れる仕組みも検討すべきである。	不実施	掲載ページ お客さま本位の業務運営方針 ※2 に記載の内容により不実施	掲載ページ お客さま本位の業務運営方針 ※2 に記載の内容により不実施
補充原則2	注2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、プロダクトガバナンスの実効性に関する検証等を踏まえ、適時にプロダクトガバナンスの確保に関する体制を見直すなどPDCAサイクルを確立すべきである。	不実施	掲載ページ お客さま本位の業務運営方針 ※2 に記載の内容により不実施	掲載ページ お客さま本位の業務運営方針 ※2 に記載の内容により不実施
補充原則3	注1	【金融商品の組成等に対する】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の真のニーズを想定した上で、組成する金融商品がその二つに最も合致するものであるかを勘案し、商品の持続可能性や金融商品としての合理性等を検証すべきである。 また、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の改善の利益を実現する観点から、販売対象として適切に想定顧客属性を特定し、金融商品の販売に携わる金融事業者において十分な理解が溝通されるよう留意すべきである。	不実施	掲載ページ お客さま本位の業務運営方針 ※2 に記載の内容により不実施	掲載ページ お客さま本位の業務運営方針 ※2 に記載の内容により不実施
補充原則3	注2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、組成する金融商品が中長期的に持続可能な商品であるかを検証するとともに、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスクリターン・コストの合理性を検証すべきである。	不実施	掲載ページ お客さま本位の業務運営方針 ※2 に記載の内容により不実施	掲載ページ お客さま本位の業務運営方針 ※2 に記載の内容により不実施
補充原則3	注3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、想定顧客属性を特定するに当たっては、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的、ニーズ等を基準として具体的に定めるべきであり、必要に応じて想定される販売方法にも留意すべきである。その後、商品を購入すべきではない商品については、元手の販売者等が特有の手法等で販売する金融商品については、どのような顧客ニーズに該当するか、また、手取った金融商品や運送手配手数料等が特有な金融商品については、どのような顧客ニーズに該当するかを確認しておきたい。 また、それが当該金融商品に適切に反映されるよう検証を行い、より詳細な想定顧客属性を慎重に特定すべきである。	不実施	掲載ページ お客さま本位の業務運営方針 ※2 に記載の内容により不実施	掲載ページ お客さま本位の業務運営方針 ※2 に記載の内容により不実施
補充原則3	注4	金融商品の組成に携わる金融事業者は、想定顧客属性を特定するに当たっては、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的、ニーズ等を基準として具体的に定めるべきであり、必要に応じて想定される販売方法にも留意すべきである。その後、商品を購入すべきではない商品については、元手の販売者等が特有の手法等で販売する金融商品については、どのような顧客ニーズに該当するか、また、手取った金融商品や運送手配手数料等が特有な金融商品については、どのような顧客ニーズに該当するかを確認しておきたい。 また、それが当該金融商品に適切に反映されるよう検証を行い、より詳細な想定顧客属性を慎重に特定すべきである。	不実施	掲載ページ お客さま本位の業務運営方針 ※2 に記載の内容により不実施	掲載ページ お客さま本位の業務運営方針 ※2 に記載の内容により不実施
補充原則4	注1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、製造会社として、真適な金融商品を顧客に提供するため、顧客のニーズの変化や認知度の変化等の特許に当たり、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携や必要に応じて実態把握等のための調査等に取り組むべきである。 また、金融商品組成後の技術の実効性を高める観点から、金融商品の販売に携わる金融事業者との間で連携すべき情報等について、事前に取決めを行なうべきである。	不実施	掲載ページ お客さま本位の業務運営方針 ※2 に記載の内容により不実施	掲載ページ お客さま本位の業務運営方針 ※2 に記載の内容により不実施
補充原則4	注2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、商品組成後の技術の実効性を高める観点から、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携等に取り組むべきである。 また、金融商品組成後の技術の実効性を高める観点から、金融商品の販売に携わる金融事業者との間で連携すべき情報等について、事前に取決めを行なうべきである。	不実施	掲載ページ お客さま本位の業務運営方針 ※2 に記載の内容により不実施	掲載ページ お客さま本位の業務運営方針 ※2 に記載の内容により不実施
補充原則4	注3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、運用の外部委託を行う場合、外部委託先における運用についても検証の対象とし、その結果を踏まえて、必要に応じて金融商品の改善や見直しを行なうべきである。 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の販売に携わる金融事業者との間で連携する情報については、必要に応じて外部委託先にも連携すべきである。	不実施	掲載ページ お客さま本位の業務運営方針 ※2 に記載の内容により不実施	掲載ページ お客さま本位の業務運営方針 ※2 に記載の内容により不実施
補充原則5	注1	【顧客に対する分かりやすい情報提供】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客がより良い金融商品を選択できるよう、顧客に対し、運用体制やプロダクトガバナンス体制等について分かりやすい情報提供を行なうべきである。	不実施	掲載ページ お客さま本位の業務運営方針 ※2 に記載の内容により不実施	掲載ページ お客さま本位の業務運営方針 ※2 に記載の内容により不実施
補充原則5	注2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客に対し、自ら又は必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者を通じて、その運用体制について個々の金融商品の商品性に応じた情報提供を行なうべきである。 運用を行う者の判断が重要な金融商品については、当該金融事業者のビジネスモデルに応じて、運用責任者や運用者の責任を実質的負う者について、本人の同意の下、氏名、業務実績、投資哲学等情報を提供し、又は運用チームの構成や業務実績等情報を提供すべきである。	不実施	掲載ページ お客さま本位の業務運営方針 ※2 に記載の内容により不実施	掲載ページ お客さま本位の業務運営方針 ※2 に記載の内容により不実施
	注2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の商品性に関する情報についても、金融商品の販売に携わる金融事業者と連携して、分かりやすい情報提供を行なうべきである。	不実施	掲載ページ お客さま本位の業務運営方針 ※2 に記載の内容により不実施	掲載ページ お客さま本位の業務運営方針 ※2 に記載の内容により不実施

【照会先】

部署	株式会社エス・イン・エージェンシー
連絡先	電話番号 055-957-5511 メールアドレス info@s-in-agency.co.jp